

障がい福祉ガイドブック



延岡市 障がい福祉課

令和7年11月

このガイドブックは市のホームページにも掲載しております

目 次

1. 手当・年金

①特別障害者手当	1
②障害児福祉手当	1
③特別児童扶養手当	1
④児童扶養手当	2
⑤障害年金	2
⑥宮崎県心身障害者扶養共済	2

2. 医療費の助成

①自立支援医療給付事業（更生医療）	3
②自立支援医療給付事業（育成医療）	3
③自立支援医療給付事業（精神通院）	3
④重度心身障がい者医療費助成事業	4
⑤後期高齢者医療制度	4
⑥ひとり親家庭等医療費助成事業	4

3. 補装具・日常生活用具

①補装具給付事業	5
②日常生活用具給付事業	6
③小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	6

4. 費用の助成・貸付

①透析患者・難病患者通院交通費助成事業	7
②身体障がい者自動車運転免許取得促進助成事業	7
③身体障がい者自動車改造費助成事業	7
④身体障がい者補助犬貸付事業	8
⑤生活福祉資金貸付事業	8

7. 障がい福祉サービス

①障がい福祉サービス	17
介護給付（居宅介護、同行援護、短期入所、生活介護、施設入所支援 等）	
訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）	
②障がい児通所支援	18
（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）	
③サービス利用料	19
④サービス利用までの流れ	20

8. 地域生活支援事業

①地域生活支援事業	21
（移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス）	
②延岡市基幹相談支援センター	22

9. その他

①障がい者団体一覧	24
-----------	----

障がい福祉サービスのご利用などについて、ご心配なことがございましたら、お気軽にご相談ください。

障がい福祉課（☎0982-20-7252）



児童扶養手当

父または母が下表に掲げる手帳等級に該当するか、父または母がいない児童(18歳未満または20歳未満で一定の障がいがある人)を監護または養育している人に支給します。

ただし、監護または養育している人が公的年金を受給している場合、支給されないことがあります。

※所得制限があります。

※施設等に入所した場合、支給が制限されることがあります。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲					▲						

(窓口) おやこ保健福祉課 ☎20-7202

障害年金

障がいの程度や、年金の加入状況、納付状況により受給できます。なお、厚生年金は3級まであります。

※手帳の有無は問いません。

【取扱窓口】

・障害基礎年金 → 市民課国民年金係

・障害厚生年金 → 延岡年金事務所

・障害共済年金 → 加入されていた各共済組合

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
手帳の有無は問いませんが、対象要件を満たす必要があります												

(窓口)

・市民課国民年金係

・延岡年金事務所

☎22-7036

☎21-5424

宮崎県心身障害者扶養共済

障がい児・者の保護者が毎月掛金を納め、万一その保護者が死亡または特別障がい者になった場合に、対象となる障がい児・者に対して年金が支給されます。

掛金月額は、加入口数及び加入年齢により異なります。

また、市民税非課税又は均等割のみの世帯には、市の掛金助成制度があります。

※加入は64歳まで。

※加入は2口まで。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●				●	●	●				



(窓口) 障がい福祉課 ☎22-7059

重度心身障がい者医療費助成事業

健康保険の診療対象となる医療費の一部負担金を助成します。
医療費の自己負担限度額は次のとおりです。

- ・入院:1診療報酬明細書等につき1,000円/月
- ・外来:1診療報酬明細書等につき500円/月
- ・調剤:原則、自己負担はありません。
- ※18歳未満の人は、自己負担はありません。
- ※精神手帳1級の人、精神病床への入院については、助成の対象外です。

※医療保険適用以外分や介護保険適用分、高額療養費については、助成対象外です。

※所得制限があります。

※身障3級の人、療育B1の所持が条件です。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲				▲	▲		▲			

(窓口) 障がい福祉課 ☎22-7059

後期高齢者医療制度

65歳以上75歳未満で、一定の障がいのある人は、後期高齢者医療制度の対象となります。
加入・非加入についてはご本人が選択できます。

【医療機関での窓口負担額】

- ・一般の人 → 2割
- ・現役並み所得の人 → 3割

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●	▲			●			●	●		

(窓口) 国民健康保険課 ☎22-7057

ひとり親家庭等医療費助成事業

父または母が下表に掲げる手帳等級に該当するか、もしくは父または母がいない20歳未満の子を扶養している母子及び父子家庭に医療費を助成します。

保険診療内において、医療費の一部負担金が、1か月あたり1,000円を超えたときは、1,000円を控除した額を助成します。県内の入院は現物給付になります。

※所得制限があります。

※年齢制限があります。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲					▲						

(窓口) おやこ保健福祉課 ☎20-7207

障がい福祉サービスのご利用などについて、ご心配なことがございましたら、お気軽にご相談ください。

障がい福祉課 (☎0982-22-7059)



日常生活用具給付事業

障がい者(児)及び難病患者(児)に対し、日常生活を支援するための用具を給付します。
(原則として在宅で生活する人が対象です。)

※購入前の手続きが必要です。

※原則1割の自己負担です。

※障がいの種別、等級、所得により給付が制限される場合があります。



障がい別	給 付 種 目
肢体不自由	便器、特殊便器、特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、頭部保護帽、収尿器、入浴担架、入浴補助用具、訓練いす、訓練用ベッド、体位変換器、移動・移乗支援用具、移動用リフト、歩行補助杖（Ｔ字つえ等の一本杖）
視覚障がい	視覚障がい者用ポータブルレコーダー、盲人用時計、盲人用体温計、盲人用体重計、情報通信支援用具、点字器、点字図書、点字タイプライター、電磁調理器、拡大読書器、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、歩行時間延長信号機用小型送信機、盲人用血圧計、暗所視支援眼鏡、視覚障がい者用地デジ対応ラジオ
聴覚障がい	聴覚障がい者用情報受信装置、聴覚障がい者用屋内信号装置（サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚し時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む）、聴覚障がい者用通信装置、人工内耳体外装置、人工内耳内電池
言語障がい	携帯用会話補助装置、人工喉頭、人工鼻
内部障がい	ストマ用装具（便・尿）、透析液加温器、酸素ポンプ運搬車、ネブライザー、電気式たん吸引器、収尿器
知的障がい	特殊マット、頭部保護帽、特殊便器、電磁調理器
そ の 他	住宅改修費、自動消火器、火災警報器、紙おむつ、点字ディスプレイ、パルスオキシメーター、自家発電機及び外部バッテリー（人工呼吸器用・電気式たん吸引器用） ※点字ディスプレイの支給要件：視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複身体障がい者（原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級以上）であって、必要と認められるもの。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲				▲

(窓口) 障がい福祉課 ☎22-7059

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

在宅の小児慢性特定疾患の対象患者に対して日常生活用具を給付します。

※手帳の有無は問いません。

※世帯の所得税額等に応じた自己負担があります。

給付種目	便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電動式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム
------	--

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
手帳の有無は問いませんが、対象要件を満たす必要があります												

(窓口) 障がい福祉課 ☎22-7059

身体障がい者補助犬貸付事業

以下の身体障がい者に身体障がい者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を貸し付けます。

- ① 視覚障がい者 1級
- ② 肢体不自由者 1級または2級
- ③ 聴覚障がい者 2級
- ④ ①～③の障がいに準ずる人

※18歳以上が対象です。

※年度により貸付できる補助犬の頭数に限りがあります。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲											

(窓口) 障がい福祉課 ☎ 22-7059

生活福祉資金貸付事業

障がいのある人やその世帯の自立更生を支援するための資金の貸付を行います。

※資金の種類により制限があります。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

(窓口) 延岡市社会福祉協議会 ☎ 32-6555



障害者のための国際シンボルマーク

障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。このマークはすべての障害者を対象としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。



盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。



「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。



タクシー運賃割引

宮崎県内のタクシーの乗車運賃が10%割引されます。県外の利用は、直接タクシー会社に問い合わせてください。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



(窓口) 各タクシー会社

バス運賃割引

宮交バスの乗車運賃が50%割引されます。

第1種障がい者で単独でバス利用できない方については、本人と介護者1人の割引も受けられます。介護付シールを障がい福祉課で交付します。

第1種障がい者で単独でバス利用できる方と第2種障がい者の方、精神手帳をお持ちの方は、本人のみの割引です。

※県外バス会社へは、直接お問い合わせください。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



(窓口) 宮崎交通延岡営業所 ☎ 32-3341

鉄道運賃割引

○第1種障がい者：本人と介護者1人の運賃が割引されます。

(普通・定期乗車券、回数券、急行券50%割引)

○第2種障がい者：本人のみの運賃割引です。ただし、12歳未満の人は、介護者1人も割引します。

(定期乗車券50%割引)

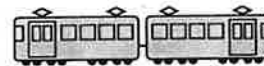
※障がい者が単独で乗車する場合は、片道101km以上の普通乗車券のみ割引をします。

※令和7年4月1日から、精神手帳をお持ちの方も割引対象となります。

割引を受けるためには、手帳に旅客運賃減額の第一種又は第二種と記載されている必要があります。

希望する方は、現在使用している精神手帳を持って障がい福祉課にお越しください。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



(窓口) 各駅窓口 (JR他民間各社含む)

航空運賃割引

定期航空路線の国内線全区間において、満12歳以上の方が、介護者とともに、又は単独で利用する場合には、本人及び介護者1人に対し運賃の割引が適用されます。

※航空会社により適用できない場合や、割引運賃、購入手続き等が違いますので、詳細につきましては各航空会社に直接お問い合わせください。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



(窓口) 各航空会社支店・代理店
各空港の窓口



バス・鉄道・航空・船舶運賃割引、有料道路通行料金割引、ヘルストピア延岡利用割引は、種別により割引内容が異なりますのでご注意ください。

NHK放送受信料免除

○全額免除

障がい者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税であること。

○半額免除

世帯主がNHKとの契約者であり、①または②に該当すること。

①視覚・聴覚障がい者が世帯主であること。

②重度(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級)の障がい者が世帯主であること。

申請に必要なもの

- ・手帳
- ・印鑑

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	

(窓口) 障がい福祉課 ☎22-7059

県立博物館・美術館の観覧料免除

宮崎県総合博物館(西都原資料館を含む) : 観覧料を免除します。

宮崎県立美術館 : 特別展の観覧料が免除または一部割引となるものがあります。

延岡城・内藤記念博物館: 特別展の観覧料が免除または一部割引となるものがあります。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

(窓口)

・宮崎県総合博物館 ☎0985-24-2071

・宮崎県立美術館 ☎0985-20-3792

・延岡城・内藤記念博物館 ☎0982-24-2071



耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。



ノンステップバス運行

高齢者や障がい者が乗り降りしやすいノンステップバスを宮崎交通が運行しています。運行時間・運行コースは、直接宮崎交通にお問い合わせください。
車いすのままバスを利用することができます。

※車いす用の席は2席ですので、事前に下記へ電話予約してください。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	

手帳の有無は問いません

(窓口) 宮崎交通延岡営業所
☎32-3341

手話奉仕員派遣事業

聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者の日常生活上のコミュニケーション支援を行うため、手話奉仕員を派遣します。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲	▲	▲	▲							

(窓口) 障がい福祉課 ☎20-7252

要約筆記奉仕員派遣事業

手話取得の困難な中途失聴者および難聴者等の日常生活上のコミュニケーション支援を行うため、要約筆記奉仕員を派遣します。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲	▲	▲	▲							

(窓口) 障がい福祉課 ☎20-7252

音声機能障がい者発声訓練事業

疾病等により喉頭を摘出した音声機能障がい者の発声訓練等を行います。

第1、3火曜日に県立延岡病院で発声練習を行っています(窓口 耳鼻咽喉科外来)。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲	▲									

(窓口)
宮崎県向声会 ☎0985-73-2009

オストメイト社会生活適応訓練事業

ストマ用装具の装着者に対して、正しい使用方法の指導・相談に応じます。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲	▲									

(窓口)
日本オストミー協会宮崎支部
☎0985-39-2271

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な方の権利と財産を守るため、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人に代わって契約や金銭・財産の管理等を行います。

※成年後見制度の理解促進や権利擁護を支援する「延岡・西臼杵権利擁護支援センター」

でも、相談を受け付けています。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	

手帳の有無は問いません

(窓口)
・健康長寿課 ☎20-7203
・障がい福祉課 ☎22-7059
・延岡・西臼杵
権利擁護支援センター ☎20-4515

避難行動要支援者名簿

災害発生時に、在宅で支援の必要な高齢者や障がい者のうち、下記の要件を満たす者の名簿を作成し、同意をもとに支援関係者(自主防災組織など)に名簿を提供し、支援の仕組みを考えます。

- ①75歳以上で要介護1又は2の者 ②要介護3以上の者
 ③身体障害者手帳(視覚、聴覚、肢体不自由、呼吸器、小腸の障害)1級又は2級の者
 ④療育手帳Aの者 ⑤精神障害者保健福祉手帳1級の者
 ⑥障がい福祉サービスを受けている難病患者 ⑦その他市長が必要と認める者

※本人の同意がない場合は、災害発生時以外は名簿の提供はしません。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲					●			●			

(窓口) 総合福祉課 ☎22-7076

Net119緊急通報システム

聴覚や言語機能の障がいにより、音声での通報が困難な方がスマートフォン等を利用し消防署にインターネットで通報することができます。

※事前にWeb登録をする必要があります。

※音声電話による緊急通報が困難であると消防本部が認めた人が対象です。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
▲	▲	▲	▲	▲	▲							

(窓口) 延岡市消防本部通信指令課 ☎33-3327

FAX(ファックス)119

聴覚障がい者が、緊急時、火災救急通報カードを利用し消防署にファックスで通報することができます。

※事前に消防署に電話番号登録をする必要があります。

※通報カードは、障がい福祉課でも受け取ることができます。

※通報後は、消防署から返信ファックスがあります。

身障手帳						療育手帳			精神手帳			難病
1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3	
手帳の有無は問いませんが、対象要件を満たす必要があります												



(窓口) 延岡市消防本部通信指令課 ☎33-3327



障害者雇用支援マーク

公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。(JIS規格)



障がい児通所支援

内容

発育発達に凹凸さのある児童が、年齢や障がい特性に応じた訓練を身近な地域で受ける支援です。

対象者

支援が必要とされた児童が対象です。手帳の有無は問いませんが、必要に応じて診断書等が必要です。

サービスの名称	内容
児童発達支援	市が実施する乳幼児健診等で支援が必要とされた児童が児童発達支援事業所等へ通所し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において放課後等デイサービス事業所に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中、又は今後利用する児童に集団生活への適応のための支援を行います。また、保育所等の職員に対する支援方法等の指導を行います。

医療的ケア児・者支援

●医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア(人工呼吸器、経管栄養、酸素療法、たん吸引など)が必要な方とその家族および支援者等からの相談に応じ、医療・保健・福祉・地域等の関係機関との調整及びサービス紹介など、必要に応じた支援を行います。

※医療的ケア児等コーディネーター連絡先

事業所名	住所	電話番号
延岡市北部地域基幹相談支援センター	大武町4615番地2	0982-20-2710
延岡市西部地域基幹相談支援センター	大貫町4丁目1603番地2	0982-20-0717
延岡市南部地域基幹相談支援センター	愛宕町2丁目4番地1	0982-29-2720

●医療的ケア児・者の短期入所(ショートステイ)

医療的ケア児・者の介護を行う家族等の負担軽減のための短期入所を下記の施設で行っています。障がい福祉サービスの申請が必要ですので、障がい福祉課(☎0982-20-7252)にご連絡ください。

医療機関名	担当	住所	電話番号
延岡共立病院	医療連携室	山月町5丁目5679番地1	0982-33-3268
延岡市医師会病院	医療連携室	出北6丁目1621番地	0982-21-1302

●教育・保育施設等における医療的ケア児緊急支援事業

看護師が配置されていない教育・保育施設(保育所・認定こども園・幼稚園等)又は児童発達支援を利用する未就学の医療的ケア児が、緊急的に医療的ケアが必要となったために訪問看護を利用する場合の費用の一部を補助する。

※1日1時間を上限に3カ月間のみ補助。

障がい福祉サービスのご利用などについて、ご心配なことがございましたら、お気軽にご相談ください。

障がい福祉課 (☎0982-20-7252)

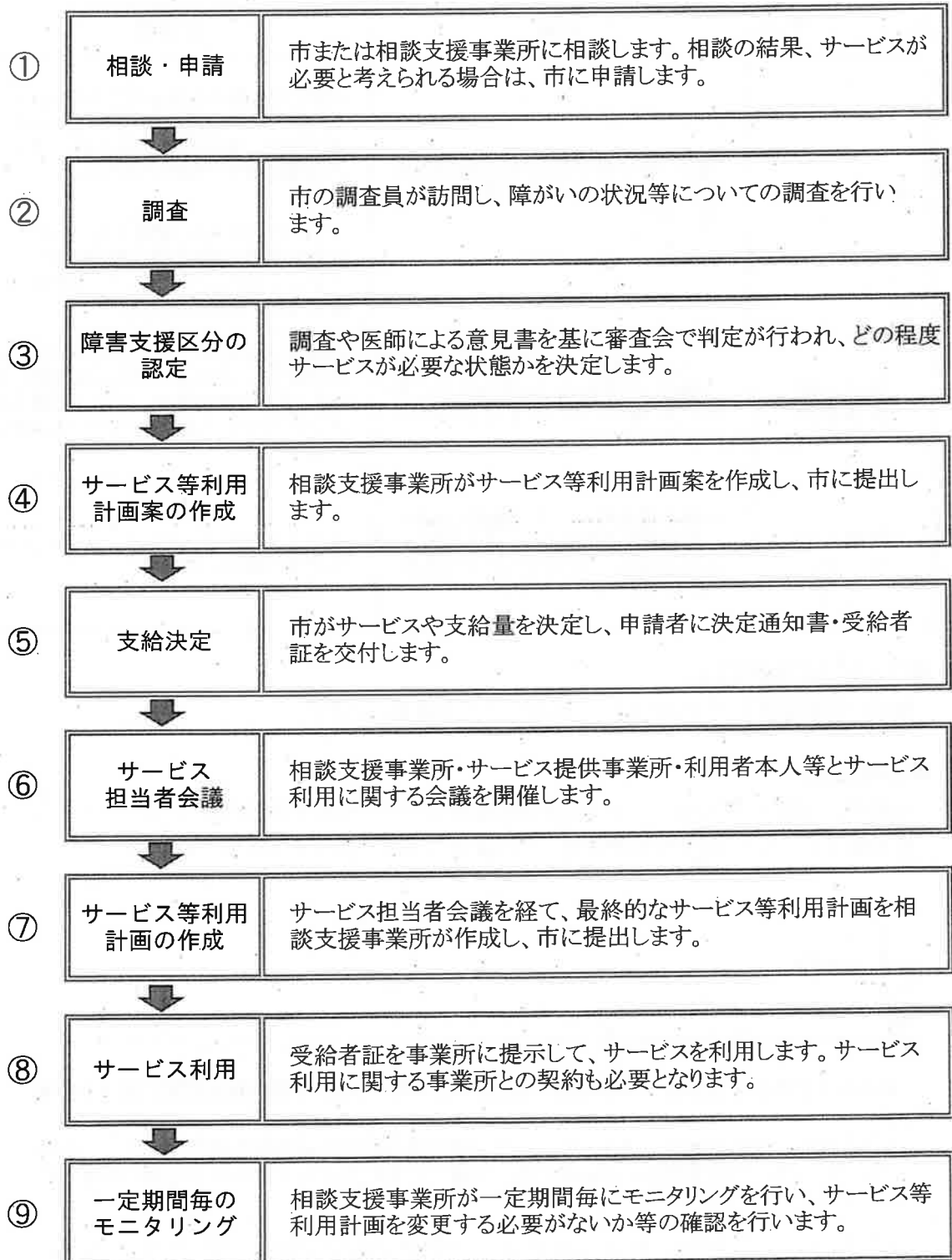


サービス利用までの流れ

●サービスの利用方法

サービスを利用したい方は下記の手続きが必要です。18歳以上の障がい者、障がいのある児童とも同じ流れとなっています。ただし、訓練等給付や児童の場合は、障害支援区分の認定は必要としません。

サービスの利用申請をしていただければ、市から調査等を実施します。



のべおかしきかんそうだんしえん 延岡市基幹相談支援センター

延岡市では、
基幹相談支援センターを市内
3か所に設置しています。

障がいに関する困っている
こと、不安なこと、はっきり
していないことでも一緒に
考えます。



★ 基幹相談支援センターは、障がいのある方、発達障がいになる方、ご家族、地域の方たちなどの障がいに関するさまざまな困りごとや悩みごとなどを支援する地域に密着した相談窓口です。

★ 施設や医療機関から、自宅に戻ったあとの暮らしについてのご相談をお受けします。

★ 支援方法で悩んでいる各関係機関の相談員などからのご相談もお受けし、支援方法について一緒に考えます。

★ 障がいのある方が地域で安心して生活できるように、たくさんの方々と支援の輪を広げ、さまざまなネットワークづくりを推進します。

★ 障がいのある方の権利擁護、差別解消に関するご相談をお受けします。

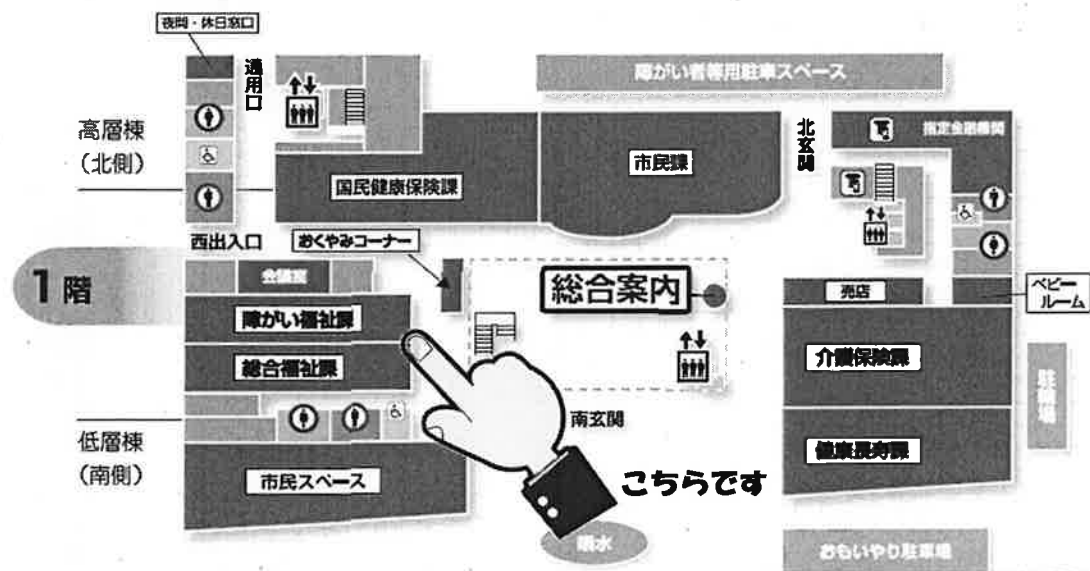
名 称	住 所	連 絡 先
延岡市北部地域 基幹相談支援センター	大武町 4615 番地 2	電 話：0982-20-2710 FAX：0982-20-2713 メール：n-hokubukikan@basil.ocn.ne.jp
延岡市西部地域 基幹相談支援センター	大貫町 4丁目 1603 番地 2	電 話：0982-20-0717 FAX：0982-20-0718 メール：n-seibukikansoudan@cap.ocn.ne.jp
延岡市南部地域 基幹相談支援センター	愛宕町 2丁目 4 番地 1	電 話：0982-29-2720 FAX：0982-29-2730 メール：s.center27201@arrow.ocn.ne.jp

- 開所時間・・・月曜日から金曜日まで 8時30分 ～ 17時15分 （※祝日・年末年始は休み）
- 電話・メール・来所・訪問など、ご希望に合わせ、ご相談に対応します。（相談料：無料）
- 相談内容に応じて、専門的な相談機関を紹介します。
- 個人情報や相談内容などの守秘義務を徹底しています。

障がい者団体一覧

NO	団 体 名	事 務 局 住 所 () 内は、電話関連の情報	代 表 者 電 話 番 号	主 な 活 動 内 容
1	延岡市視覚障害者福祉協会	出北4丁目2442番地2	会 長：甲斐 信俊 事務局長：猪之鼻 さち子 TEL：32-2973 (延岡ライトハウス)	目の不自由な人たちで組織されており、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。
2	延岡市聴覚障害者協会	大貫町6丁目44-2	事務局長：佐藤 隆治 FAX：35-2229	耳の不自由な人たちで組織されており、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。
3	延岡市しょうがい者大輪の会	安賀多町2丁目2番地3	理事長：甲斐 直義 TEL：33-5425	障がいのある人たちで組織されており、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。
4	延岡市腎臓病患者会	惣領町2番5号	会 長：岩瀬 晋一 TEL：21-1902	腎臓に障がいのある人たちで組織されており、会員相互の交流や情報交換等を行っています。
5	日本オストミー協会宮崎県支部 県北ブロック	延岡市南一ヶ岡5丁目14番地1	ブロック長：甲斐 誠郎 TEL：090-1970-2688	直腸に障がいのある人たちで組織されており、会員相互の交流や情報交換等を行っています。
6	宮崎県手をつなぐ育成会延岡支部	昭和町2丁目2241番地9	会 長：安藤 宗人 TEL：080-5800-6226	知的障がい者及びその家族で組織されており、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。
7	北方町身体障害者福祉会	北方町上崎辰1007番地	会 長：甲斐 清美 TEL：47-3127	北方町に在住する障がい者及びその家族で組織されており、会員相互の交流や情報交換、各種イベントへの参加等を行っています。

市役所1階 フロアマップ



延岡市 健康福祉部 障がい福祉課

〒882-8686

延岡市東本小路2番地1

TEL 0982-22-7059

FAX 0982-21-0203

メール syougai@city.nobeoka.miyazaki.jp